

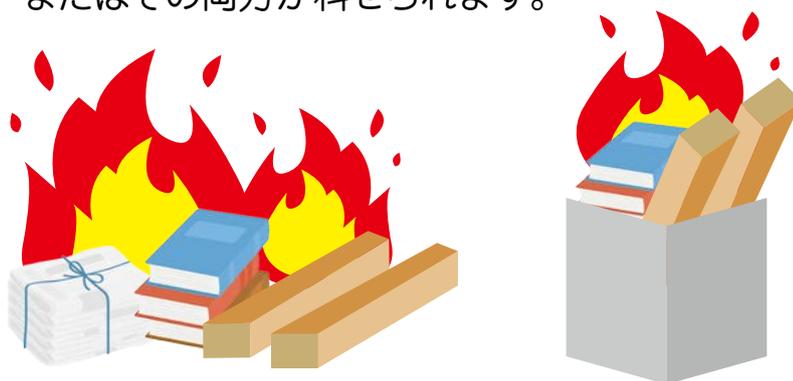
違法な不用品回収業者にご注意！

- 廃家電や粗大ごみ等、「一般廃棄物収集運搬業」の許可を受けずに、収集を行っている業者は違法業者です。次のようなトラブルが想定されます。
 - ◇軽トラックで市内を巡回している業者に引き取りを依頼したら、高額な処分料を請求された。
 - ◇チラシには「無料回収」と書いてあったので依頼したら、車に積み込んだ後で、作業料金等を徴収された。
 - ◇業者が回収したものが、不法投棄されており、元の持ち主の依頼主が処罰を受けた
- など、このようなトラブルに遭わないためにも、収集を依頼するときは、竹原市の「一般廃棄物収集運搬業」(P.34 参照)の許可業者に依頼しましょう。



野焼きは禁止されています！

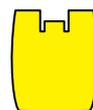
- 「近所でごみを燃やしていて、煙で窓が開けられない」「洗濯物に臭いがつく」といった野焼きに対する苦情が多く寄せられています。
- 野焼きは煙や臭いが周囲の迷惑となるだけでなく、目やのどの痛み、アレルギー等の健康被害の原因にもなりますので絶対にやめましょう。
- 宗教上の行事や農業に伴う、やむを得ない稲わらの焼却といった一部の例外を除き、野焼きは法律で禁止されています。
- 野焼きは、廃棄物処理法により5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金、またはその両方が科せられます。



家庭ごみの種別とごみ袋の色

もやせる物

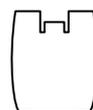
週 2 回収集



P6-7

リサイクルする物

月 1 回収集



P8-9

資源物

月 1 回収集

指定袋の
対象外

P10-11

粗大ごみ（申込制）

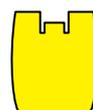
年 4 回収集

指定袋の
対象外

P12-13

有害ごみ

年 4 回収集



P14

ごみ出しのルール

- ごみは、収集日当日の朝6時頃から朝8時までに出しましょう。（前日や夜に出さないようにしましょう。）
- お住まいの地域で**決められたごみステーション**に出しましょう。
- ごみステーションは、各自治会が管理しています。利用者が協力して清掃や維持管理に努めましょう。ごみが散乱したままだと不法投棄を招く原因となります。
- ごみ出しのルールが守られていない時は、黄色い警告シールが貼られます。警告シールが貼られた方は、速やかに回収し、正しく分別してから次の収集日に出してください。
- 土曜日・日曜日・お盆（8月15日）・年末年始（12月31日～1月3日）**は、ごみの収集はお休みします。
- 祝日**及び**振替休日**の収集や振替収集日の有無については、ごみ収集カレンダー、広報たけはら、竹原市ホームページにおいてご確認ください。